

令和5年度 入札参加資格審査申請（追加）について

(建設工事)

令和5年度に稲美町が発注する建設工事の競争入札に参加を希望される方は、次により入札参加資格審査申請をしてください。

1. 次の各号に該当する者は、入札参加資格審査の申請をすることができません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者（契約締結のために必要な同意を得ている被補助人、被保佐人又は未成年者を除く。）及び破産者で復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (4) 営業に関し、法律上、登録又は許認可が必要な場合において、その登録又は許認可を受けていない者及び登録又は許認可を取り消された者
- (5) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する事項の審査を受けていない者
- (6) 国税（法人税又は所得税・消費税及び地方消費税）、町税を滞納している者
- (7) 入札参加資格審査申請書及び添付書類に虚偽の事項を記載した者
- (8) 経営規模等評価結果通知書総合評価値通知書において、「その他の審査項目（社会性等）の欄」の、「健康保険」「厚生年金保険」及び「雇用保険」のいずれか1つでも「無」となっている者

2. 申請において虚偽の申請をした者は、入札参加資格を認めません。また、入札参加資格者名簿に登録後に虚偽の申請が判明した場合は、資格を抹消します。

3. BID-ENTRY（入札参加資格審査申請システム）から申請してください

- (1) 稲美町ホームページから必要書類等のデータをダウンロードし、BID-ENTRY（入札参加資格審査申請システム）から申請してください。
- (2) 申請期間
 - ・ 受付期間 令和5年1月6日（金）から令和5年1月31日（火）
 - ・ 補正期間 令和5年2月7日（火）まで
- (3) 審査結果
 - ・ 入札参加資格審査の結果は、メールで通知します。
 - ・ 差し戻し（補正要求）のメールが届いた場合には、書類を修成して補正期間中に再提出してください。

4. 有効期間（1年間）

審査の結果、受理された申請書の有効期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までです。

ただし、営業に関し法律上登録又は許認可が必要な場合において、その登録又は許認可を取り消されたとき及び登録又は許認可の更新を受けなかったときは入札参加資格が無くなります。

5. 営業所における専任の技術者の確認について

営業所における専任の技術者（以下、「専任技術者」という。）は、営業所に常勤して専らその職務に従

事することが求められています。

特例として、下記①から④の要件を全て満たす場合、専任技術者は当該工事の専任を要しない主任技術者又は監理技術者(以下、「監理技術者等」という。)となることができます。

- ①当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること
- ②工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること
- ③所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること
- ④当該工事の専任を要しない監理技術者等であること

これに違反した場合、建設業法の規定に基づき処分の対象となります。

設計金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上の工事は、専任技術者を配置予定技術者として入札参加申込みをすることはできませんのでご注意ください。

なお、専任技術者は専任技術者証明書等により確認します。

6. 社会保険加入の要件化

入札参加資格審査申請は、加入義務のある「健康保険」、「厚生年金保険」及び「雇用保険」(以下「社会保険」という。)の全てに加入していることが必要です。

経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の「その他の審査項目(社会性等)の欄」の、全ての社会保険の加入の有無が「有」又は「除外」のときに限り申請を受け付けます。いずれかの社会保険の加入の有無が「無」の場合は、申請を受け付けません。

7. 稲美町が締結する契約からの暴力団排除について

- (1) 稲美町における暴力団の排除の推進に関する条例第 6 条及び稲美町契約からの暴力団排除に関する要綱(以下「暴力団排除要綱」という。)第 8 条の規定に基づき、必要がある場合には、申請者が暴力団等に関係するかどうかを警察署長に照会します。なお、警察署長からの回答により、申請者が暴力団等に関係すると認められる場合には、入札及び随意契約への参加資格を認めません。
- (2) 暴力団排除要綱第 5 条の規定に基づき、入札参加資格者名簿に登載された者は、本町と 200 万円を超える契約を締結する際には、必ず契約案件ごとに誓約書を提出することとしています。本町では誓約書が提出できない者を契約の相手方とはしません。

◆申請書類一覧（建設工事）

（○必要 △該当する者のみ ×必要としない）

内 容		法人	個人			
1	建設業許可通知書又は許可証明書	○	○			
2	履歴事項全部証明書 ※注①	○	×			
3	住民票抄本 ※注①	×	○			
4	代表者身分証明書 ※注①、※注②	×	○			
5	納税証明書（課税のない方も提出が必要です。）※注①	国税	法人税	法人は納税証明書（その3の3） 個人は納税証明書（その3の2） 様式に限る ※注③	○	×
			所得税		×	○
			消費税及び地方消費税		○	○
		町税	稲美町町税収納状況確認承諾書（指定様式）※注④	△	△	
6	建設業退職金共済事業加入・履行証明書（又は共済契約者証）もしくは中小企業退職金共済事業加入証明書の写し（ <u>加入者のみ</u> ）	△	△			
7	誓約書（指定用紙）	○	○			
8	技術者名簿（任意様式） ※注④	△	△			
9	技術者名簿記載の技術者に係る資格確認書類 ※注④	△	△			
10	専任技術者証明書の写し ※注④ ※建設業許可に係る様式第八号（1）又は様式第八号（2）	△	△			
11	建設業許可申請書又は変更届出書の表紙の写し ※許可行政庁の受付印のあるもの ※注④	△	△			
12	委任状（指定様式）	受任者をおく場合				
13	事業所確認書（指定用紙） ※注④	△	△			
14	建設業許可申請 ※当該受任者の支店、営業所等が建設業法第3条の営業所であることがわかる書類	受任者をおく場合				
15	使用印鑑届	○	○			
16	実績調書（指定様式・任意様式どちらでも可）	○	○			

※注① 証明書類は、**令和4年11月1日以降に発行されたもの**とし、鮮明なものを提出してください。ただし、6.建設業退職金共済組合加入履行証明書又は中小企業退職金共済事業加入証明書については、令和4年10月31日以前の発行日でも有効です。

※注② 代表者身分証明書は本籍地の役所または役場で証明を受けてください。

※注③ 国税の納税証明書は納税地の所轄税務署で受けてください。

※注④ 町内に本店がある者及び町内の支店、営業所等に契約締結権限を委任する者のみ

問い合わせ先

〒675-1115 兵庫県加古郡稲美町国岡1丁目1番地
稲美町役場 総務課 財務係 TEL079-492-9131（直通）